

目 次

○第1号（1月22日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 議案第 1号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例	4
日程第 4 議案第 2号 工事請負契約の変更について	6
日程第 5 議案第 3号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第5号）	8
日程第 6 議案第 4号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）	27
閉 会	28

平成 2 8 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

1 月 2 2 日 (金)

平成28年第1回榛東村議会臨時会会議録第1号

平成28年1月22日（金曜日）

議事日程 第1号

平成28年1月22日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第 1号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例
 - 日程第 4 議案第 2号 工事請負契約の変更について
 - 日程第 5 議案第 3号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第 6 議案第 4号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
9番	松岡好雄君	11番	岩田好雄君
12番	岸昭勝君	13番	早坂通君
14番	金井佐則君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	総務課長	新藤彰君
基地・財政課長	清村昌一君	税務課長	岩田健一君
住民生活課長	山本正子君	子育て・長寿支援課長	青木繁君
健康・保険課長	小野関均君	産業振興課長	久保田邦夫君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水喜代志君
会計課長	小山美子君	教育長	阿佐見純君
学校教育課長	清水誠治君	生涯学習課長	清水義美君

事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開会・開議

午後1時30分開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、こんにちは。

平成28年第1回榛東村臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところ、ご参集をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、地方自治体を取り巻く環境は国の地方創生などによりさま変わりし、本村においても厳しい財政状況下の中、人口減少問題、福祉や子育て支援など、重要な課題が山積し、議会の果たすべき役割がより一層大きなものになっております。

そのような中、国においては人口減少対策に本腰を入れ、まち・ひと・しごと創生法が打ち出され、本村も中長期的な榛東村地方創生総合戦略を策定中であります。議会としても総合戦略を重視し、計画、実施、評価、改善を繰り返し実施しながら、地域経営に責任を持つ議会へと脱皮し、最大限の支援をしてまいりたいと思います。

今年も議員一同、議会人としてその役割と責任の重さを自覚し、決意を新たに活力と魅力あふれる榛東村実現に向け創意工夫を凝らし、全力を尽くしてまいりますので、執行部皆様方のなご一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提案されます議案についてですが、条例改正等が2件、補正予算が2件が議案提案となっております。議員各位におかれましては十分に審議を願い、適正、妥当な議決が達せられますようお願い申し上げます。

平成28年第1回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

1番高田清一君、2番清水健一君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日22日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。



◎日程第3 議案第1号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第1号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

機構改革の実施に伴い、関係条例について所要の改正を行うというものでございます。

なお、例規集につきましては、1巻の121ページから122ページを後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、議案書の1ページでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、改正内容でございますけれども、新旧対照表によりご説明申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。

榛東村課設置条例（昭和49年榛東村条例第15号）の一部を次のように改正するというものでございます。

第1条第2号中、「基地・財政課」を「企画財政課」に改め、同条第5項を削り、同条第6号中「健康・保険課」を「健康保険課」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中第1号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウを次のように加える。エ、基地対策に関する事項。

第2条第2号中「基地・財政課」を「企画財政課」に改め、同号中アを削り、次のページをごらん

いただきたいと思います。イをアとし、ウからオまでをイからエまでとし、同条第4号に次のように加える。オ、人権に関する事項、カ、児童福祉に関する事項、キ、国民年金に関する事項、ク、少子化に関する事項。

第2条第5号を削り、同条第6号中「健康・保険課」を「健康保険課」に改め、同号ア中「保健予防」の前に「健康増進及び」を加え、同号中オをクとし、エの次に、次のように加える。オ、高齢福祉に関する事項、カ、障害福祉に関する事項、キ、福祉医療に関する事項。

次のページをごらんいただきたいと思います。

第2条中第6号を第5号とし、第7号に次のように加える。カ、消費生活に関する事項、第2条中第7号第6号とし、第8号を第7号とし、第9号に次のように加える。エ、合併浄化槽に関する事項。第2条第9号を同条第8号とするというものでございます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

附則、施行日でございます。

第1項、この条例は平成28年4月1日から施行する。(榛東村温泉資源保全審議会設置条例の一部改正)。

第2項、榛東村温泉資源保全審議会設置条例(平成7年榛東村条例第11号)の一部を次のように改正する。

大変申しわけありません。新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと思います。

第7条中「基地・財政課」を「住民生活課」に改める。榛東村子ども・子育て会議条例の一部改正でございますけれども、前後して申しわけありません。議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうに第3項として、榛東村子ども・子育て会議条例(平成25年榛東村条例第31号)の一部を次のように改正するというので、こちらについては新旧対照表の5ページ、最終ページに掲載してございます。

この中で、第8条中「子育て・長寿支援課」を「住民生活課」に改めるというものでございます。

以上で提案理由の説明及び改正内容の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(金井佐則君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(金井佐則君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(金井佐則君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第1号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号 工事請負契約の変更について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

新藤総務課長。

[総務課長 新藤 彰君発言]

○総務課長（新藤 彰君） それでは、本契約の変更につきましては、議案書にございますように、契約金額の変更でございます。

それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

工事名、平成27年度相馬原飛行場周辺整備統合事業、南部コミュニティーセンター改修工事。

契約金額、変更前、8,359万2,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、619万2,000円。変更後でございますけれども、現契約が8,548万2,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額、633万2,000円というものでございます。変更においては、全体で189万円の増ということでございます。

契約の相手方でございますけれども、住所が群馬県前橋市元総社町1丁目1番地の7、商号等、佐田建設株式会社、代表者、代表取締役社長、荒木徹。

なお、工事の変更内容の詳細につきましては、生涯学習課長から説明を行います。

○議長（金井佐則君） 清水生涯学習課長。

[生涯学習課長 清水義美君発言]

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、平成27年度相馬原飛行場周辺整備統合事業、南部コミュニティーセンター改修工事の工事変更契約についてご説明いたします。

本工事は9月1日の定例議会において本契約となった内容に変更が生じたため、議会の議決をお願いするものでございます。

現契約の工事内容は、平成26年度に実施しました多目的ホール風除室を除く1階、2階の外壁、屋根の塗装と各室の床、壁、天井などの内装のほか、電気設備、空調設備の改修工事、そして、太陽光発電22.5キロワットの設置工事が主な工事内容となっております。

では、変更工事の主な概要について説明いたします。

床工事につきましては、当初、想定されていたクラック、ひび割れをVカット下地処理を見込んでおりましたけれども、特に2階の実習室、研修室、図書室、廊下の床に発生していることから、増加となったものでございます。

続いて、1階談話室、2階研修室の床をビニール床シートからタイルカーペットに変更し、実習室は、床上に下地合板を施工した後にビニール床タイルを行うなど、床タイルの浮き上がり現象を防止する対策を行います。

続いて、トイレ、当初トイレにつきましては、現状の床段差をスロープを据えつけ、和式便所を男女とも1つつ残して、そのほかは洋式便所に交換する予定でございましたけれども、スロープによる段差箇所ではトイレブースなどに支障を来すということから、床全体をかさ上げを行い、既設の段差を解消し、全てを洋式便所に交換するとともに、床清掃のしやすい乾式式トイレとして改修を行います。

続いて、1階の給湯室のスペースを利用しまして、間仕切り等を行い、授乳室としても利用できるよう改修します。また、多目的トイレにベビーシート、男女トイレには各1台ずつベビーチェアを設置することによって、今までなかった子育て支援的な機能向上を講じます。その他、出来高の実施数量等の変更による見込みでございます。

このことによって、189万円の変更の増加をお願いするものでございます。なお、今回の変更増額によって、工期を平成28年1月22日から1月29日に変更するものでございます。

以上で、変更工事の内容を説明させていただきます。

ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第2号 工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第3号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第5号）

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第3号 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村基地・財政課長。

[基地・財政課長 清村昌一君発言]

○基地・財政課長（清村昌一君） それでは、平成27年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入におきましては、事務事業の進捗に応じた国庫支出金、県支出金の増額のほか、一般寄附金の増額などがございます。

歳出におきましては、事業費の確定または確定見込みに伴う増減のほか、いわゆるふるさと納税に対する返礼に係る経費の増額などをお願いするものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出補正予算。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に読み上げます。なお、款の合計額につきましては省略をさせていただきます。

15款1項国庫負担金、補助額625万2,000円、計4億158万2,000円。

2項国庫補助金、補正額3,128万8,000円、計3億5,681万2,000円。

16款1項県負担金、補正額312万6,000円、計2億3,548万4,000円。

18款1項寄附金、補正額4,000万円、計3億2,130万円。

19款1項基金繰入金3,775万9,000円の減、計5億6,633万5,000円。

歳入合計、補正前の額59億4,084万4,000円、補正額4,290万7,000円、計59億8,375万1,000円。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

2款1項総務管理費、補正額1,987万6,000円、計11億1,259万円。

3項戸籍住民基本台帳費244万2,000円、計4,138万5,000円。

3款1項社会福祉費、補正額8万9,000円、計12億5,727万6,000円。

2項児童福祉費2,050万円、計6億4,932万円。

歳出合計でございます。補正前の額59億4,084万4,000円、補正額4,290万7,000円、計59億8,375万1,000円。

議案書8ページから10ページまでにつきましては、歳入歳出の事項別明細書の総括でございます。説明は、11ページ以降の事項別明細書で行わせていただきます。

初めに、12ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

重立ったものを説明させていただきます。

15款国庫支出金のうち2項1目3節企画費補助金につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を計上いたしました。その他の国庫支出金及び16款の県支出金につきましては、事務事業の進捗に応じた増額となっております。

次に、13ページになりますが、18款寄附金は、いわゆるふるさと納税を増額するものでございます。続いて、主な歳出についてご説明いたします。

15ページになります。

2款1項5目財産管理費の15節工事請負費につきましては、行政組織機構の改革に伴い、庁舎内の案内表示等を変更するものでございます。

6目の企画費につきましては、ふるさと納税の返礼品に係る経費を増額するものでございます。

続いて、16ページになりますけれども、2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カードの作成に係る経費を地方公共団体情報システム機構に納付するものでございます。

3款2項2目児童措置費ですが、保育負担金について実績に基づき増減を行うものでございます。

続きまして、17ページ、4款1項3目母子保健費から18ページの10款5項1目社会教育総務費までにつきましては、地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金事業の財源振替による予算整理を行わせていただいたものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第5号）の説明は以上でございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず、議案書のページですね、15ページ、総務諸費、目のところですね。

総務諸費、これが財源内訳の変更ということで、暮れの12月の定例会の補正予算の際には一般財源になっていて、今回、また国・県支出金になっています。同じことにはなりますが、17ページの目のと

ここで言わせてもらいますと、母子保健費、これも財源内訳の変更と出ております。その下の商工業振興費、これも財源内訳変更というふうになっております。その下の10款の5目教育防犯費、これも財源内訳の変更、次のページの18ページの社会教育総務費、これも財源内訳の変更というふうになっておりますが、いずれも昨年の12月定例会での一般会計補正予算（第4号）では、財源内訳は一般財源になっておりました。それが今回、また国・県支出金になっております。この理由をまずお聞かせください。

それと、2点目なんです、とりわけ村長と財政課長、よく聞いていてください。もうこれらの法律についてはご存じかと思いますが、余りにもずさんな財政運営を行っているので、再度確認のために地方自治法の条文を読みますので、地方自治法215条、予算は次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。1、歳入歳出予算、2、継続費、3、繰越明許費、4、債務負担行為、5、地方債、6、一時借入金、7、歳出予算の各項の経費の金額の流用となっております。

次に、216条、歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて款に大別し、かつ各款中においてはこれを項に区分し、歳出に当たつては、その目的に従つてこれを款、項に区分しなければならない。そして、次、220条の2項です。歳出予算の経費の金額は、各款の間または各項の間において相互にこれを流用することはできない。ただし歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにこれを流用することができる。ちょっと補足しておきますけれども、この項の中で流用できるという1つの例として、皆さんの給料ですね。こういう場合には人事異動かなんかあった場合には流用できるという、そういう意味ですね。基本的にはほとんどできないということです。

次、232条の3、普通公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という）は、法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならないというふうになっております。

そういうことを踏まえた上で、今も申しましたが、この間の地方創生事業に関する現真塩村政になってからの事業の変更については、これらの法律にのっとり予算処理が行われておりません。これは明らかに違法です。財政課長、今の2点についてお答えください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） まず、1点目のご質問でございます。財源変更をした理由というお尋ねでございます。

12月定例議会においてお認めをいただきました歳出予算について、財源の変更を行っているものがございます。財源はこちらに記載しています国・県支出金とございますけれども、先ほどごらんいただいたかと思ひますけれども、歳入予算の国庫支出金、15款2項1目3節の地域活性化・住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型を財源として組み替えたものでござい

ます。

また、2点目のお尋ねでございますけれども、これは12月議会でもご質問等ございまして、答弁させていただいたかと思うんですけれども、法令にのっとって予算執行を行っているというふうな認識でございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、法令にのっとってと、ちょっとこれ、質問じゃないですよ。質問じゃない。法令にのっとってやっていると言っているけれども、私が今読み上げた法令にのっとってやっているかどうかを聞いているんです。もう一回答弁させてください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 法令にのっとって予算を執行しております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） とにかく、そういう一点張りなんで、しかるべき人が今の話を聞けば絶対にそれはおかしいという話になるんですけれども、何せ、普通考えれば、財政課長、今、私が逐一読み上げたことにのっとってやっているとは到底思えないんですよ。例えば、232条の3、支出負担行為、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他云々とありますね。これについては、議会議決をしていないですよ。第2弾プレミアムつき商品券事業にしても防犯灯設置事業にしても、議会で議決して初めて予算となるわけですよ。それを議会で諮ることもなく、当然のことながら議決もしていないのに、入札をし、契約をする。これ、支出負担行為といいますよね。さらに予算執行までしているわけでしょう。防犯カメラ設置事業、プレミアムつき商品券事業だって、もう全部執行しちゃったわけでしょう。そうすれば、ここに言う法令または予算の定めるところに従いしなければならぬと、これらの支出行為、予算の執行というのは、そういうふうになっていることを考えれば、明らかにおかしいじゃないですか。議会の議決をしていないんですよ。

もし、財政課長の言い分が通るならば、何度も言いますけれども、議会なんて必要なくなっちゃうんですよ。専決処分するときも言いましたけれども。言い逃れの答弁はもうやめて、こういう法的根拠に基づいた発想、論理からちゃんと答弁をして、間違いなら間違いと認めるべきですよ。幾らここでいろいろなことを言ったって、最終的にしかるべきところに行けば、明らかに違法なんですよ。

それと、先ほど歳入があったから、一般財源として、国・県支出金に戻したと言いましたね。でも、普通ならば幾ら繰越明許としてまだ現実にお金に来ていないにしたって、国・県支出金で財源内訳は補正予算に計上するはずですよ。今回に限って、なぜ暮れの補正予算（第4号）において一般財源に計上したのかということを知っているんですよ。

じゃ、今までこういう国・県支出金の事業について、まだ事業をしないから当然お金が入ってきませんよね。だからといって、財源内訳は一般財源で補正予算を組んだことがあるんですか。答弁してください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 1点目のご質問でございますけれども、予算がないものは支出負担行為ができない、契約もできないというのはもちろんそのとおりでございまして、予算があったからこそ契約もし、支出負担行為もできたというところでございます。2点目の今回の補正の……

〔「何を根拠に予算があったか説明してください。議会議決をしていないんですよ」の声あり〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 予算は議決いただかなければいけないものでございますので、議決いただいた予算があったということでございます。

〔「いつ議決しましたか、いつ」の声あり〕

○基地・財政課長（清村昌一君） ですから、予算がない……

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） 発言するならするように、質問するならするように、ちょっと挙手してもらわないと。2人でお互いにやりっこしていてもしょうがないんだから。

暫時休憩。

午後2時4分休憩

午後2時5分再開

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今資料がございませんので、何月何日というものは申し上げられませんけれども、議決をいただいた予算を流用して執行しているというところでございます。

2点目につきましてでございますけれども、ご指摘のとおり、12月の定例会に提案させていただきました補正予算に、財源も含めて補正予算として計上できればよかったですけれども、財源につきまして国との協議が完了していないという状況でございましたので、歳出のみの計上とさせていただきます。

また、この点につきましては、12月定例会最終日であったかと思っておりますけれども、補正予算（第4号）のご審議をいただいたときのご質問がございまして、直近の議会で歳入予算は計上させていただく旨、答弁させていただいたところでございます。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午後2時6分休憩

午後2時9分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） それでは、課長のほうから後で詳しく言うかもしれませんが、繰越明許については、たしか私は日にちまでよくわかりませんが、3月27日と私は承知しております。それで繰越明許をやったと、日付ですね。それは款、項も含めてやったわけですね。そして、繰越明許をした後にまたいろいろ私も精査させてもらい、執行に当たって、これよりこの分についてはこういうものがあるから、逆に変えたほうがいいということで、繰越明許をする、しない、現年度の中においてもそういう変更はございます。今までも何回もそれはせざるを得ない、その時期、時期によって、今必要とするものはどういうことかなど。初め予算編成をしておいてからまた変更することも十分何回もあるということでございます。

〔発言する声あり〕

○村長（真塩 卓君） 私がちょっと言っているんで、ちょっとそれから言ってください。

繰越明許をしてからも、その内容を精査して、これは変えたほうがいいということで、総務省のほうと相談してやった結果です。そして、私の知っている限りにおいては、流用とかそういうものについても款、項、同じ項目のほうからこれを流用したという内容でございますので、法令遵守をやっていることは間違いないということでございます。

○議長（金井佐則君） 13番、3問目です。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 何か局長も皆さんもいろいろもう終わった、暮れの補正予算で終わったって言っているけれども、こういうことですよ。よく聞いてくださいよ。これも地方財務実務提要ですよ。これに書かれている。地方公共団体が物品購入または請負契約等支出の原因となる行為をするには、法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされています。予算がないのに契約等の支出負担行為をすることは違法な予算執行となります。予算に基づかない支出負担行為をし、後で補正予算措置が講じられた場合については、当該契約は無効であるが、支払い行為の前に補正予算の措置がとられた場合は、契約時にさかのぼって有効となると解されていますということです。つまり、支払い行為がある前ならば、契約は有効になると。ただ、違法行為は治癒されないと書いてあるんですよ。

でも、今回の場合は違うでしょう。支払い行為をする前にこの間の12月の補正予算が出たわけじゃないでしょう。もう支払いをしてからあの補正予算を出してきたわけでしょう。違いますか。明らか

に、これ、違法ですよ。これから言っただって。もう一回、今なんか済んだなんて言った人は教えてください。地方財務実務提要の2,255ページ、よく読んでくださいよ。財政課長も村長も。

それと、もう一つ、ちょっと皆さんに言っておきたいのは、財政課長初め執行の皆さん、今まで内閣府がいいと言ったと、それを錦の御旗にしていますけれども、国が何と言おうと、地方自治体が法に基づいて行政運営を行うということでしょう。例えば内閣府が何か言ったとしても、ちゃんと皆さんが法に照らして、いいのか悪いのか確認をする。その責任は最終的に地方自治体にあるわけでしょう。

だから、今の点について、まず質問ですね。それと、さっき、暮れの補正予算（第4号）で一般財源だったものを国・県支出金に戻したと、それは最初、どういう説明だったかということ、歳入があったからと言いましたよね。歳入がされたからと。それで国・県支出金に財源内訳に戻したと言いましたよね。でもさっき、2度目の答弁のときには、国との協議が完了していなかったから一般財源にしたと。いずれにしたって、さっきから言いますように、そういう国・県支出金の関係のやつは、国からの交付金とかそういうものは、実際に事業が終わった時点で交付申請をして、お金が入ってくるわけですよね。それじゃなくたって入ってくるわけなんだけれども、お金が入ってこない時点だって、予算書には国・県支出金で上げるべきなんですよ。さっきも言いましたけれども。

これを否定するならば、本当にしかるべききちとしたところへ行って、見解を聞く。最終的な手段は裁判ですけどもね。でも、できればお互いそういう中で、しかるべきところへ行ってきちっと話を聞いて、裁判まで持ち込まないで合意ができればというふうに私は考えておりますよ。答弁させてください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 1点目につきまして、国がオーケーしたとしてもという部分でよろしいでしょうか。1点目。国がいいと言ったからといってという部分でよろしいですか。

それは、もちろん議員ご指摘のとおり、国は例えば今回の話でいえば、事業の変更の承認ということでございますので、その事業を執行する上で法令を遵守して予算を編成し、予算執行していくという部分はご指摘のとおりだというふうに思いますというか、それは当然のことと認識しております。

また、財源振替の今回の議案の関係でございますけれども、自分が歳入がされたからと申し上げた覚えはちょっとないんですけども、ちょっと滑舌が悪くてそういうふう聞こえてしまったときがあったのかもしれませんが、実際お金は来ていないですから、歳入されたからというふうに私が申し上げたとは思っていないといいたいまいしょうか、申し上げていないと思うんです。

今回、先ほども答弁申し上げましたけれども、12月の定例村議会において、財源のほうの計上がちょっとおくれちゃってしまっていて、今回になってしまったという部分については、12月議会開会中にわかっていた部分でございますので、そちらについては質問に対する答弁という形ではございましたけれ

ども、ご説明はさせていただいたという認識でございます。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） 質問でないわけね。質問ならだめだけれども。
13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今の答弁だと、私が冒頭読み上げた、地方財務実務提要の2,255ページの冒頭読み上げたことですね。このように全然のっとった答弁ではないですね。つまり、本当にわけのわからないことがされているので、私も頭がこんがらがっちゃうんですけども、いずれにしても、要するに、補正予算で議決される前にもう予算執行しちゃっているわけでしょう。プレミアム商品券とか、あと防犯カメラ設置事業、ほかもいっぱいあると思うんですけども、これは、違法なんですよ、ここに書かれているとおり。予算執行しちゃった後だとね。ただし、契約をしても予算執行する前に補正予算を提出して議会で議決されれば、その契約自体は有効だけれども、違法性が治癒されるわけじゃないということなんですよ。

それから照らせば、この間の今言った防犯カメラ設置事業、プレミアムつき商品券発行事業、その他、ほかにも12月の補正予算を議決する前に予算執行したやつがあると思いますよ。これはみんな違法なんですよ。その点についてはどうお考えですか。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。
午後2時20分休憩

午後2時21分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。
総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） これちょっと確認なんですけれども、まず振り返っていただきますと、12月議会、議案書がここにありますが、これを見ますと、支出ですよ。財源は別として、支出のことを皆さんに認めていただいたのは間違いないですよ。これは間違いないですよ。それで、過去に私が財政課長をやったときに、きめ細やかな交付金の中で、何億か出たことがあります。そのときにも財源振替をしています。そういう事態が過去にはあります。ですから、今言っているところの早坂議員の支出負担行為の認識がちょっとずれているんですけども、この中で今言っている議論というのは、12月の中で皆さんの中で、多数決をとった中で、支出もいいということで認めてあるわけですよ。そして、その中の財政という中で、財源を変えていくということについて、それよりも議論しているわけですから、その前の段階の中で支出負担行為といいますけれども、12月の議会の中で審議を尽くして行政側としても支出を説明しているわけですよ。それに基づいて、議会の12月に議決

をとっているわけじゃないですか。違いますかね。だとすれば、そこでこの議論がおかしければ否決になるわけですし、それをいただいて、そして、交付金が来たかどうかということがありますけれども、行政上の事情の中で、振り替えてそこに充てて、今回5号でやっていくと、振り替えたというだけですよ。

それ以前の問題について違法性がどうかというのは、12月議会で相当議論したはずですし、その中で、ここの中でお認めいただいて、支出もあるわけですから、その財源振替を変えただけということだと思えます。

それから、流用についても執行側とすれば違法性はないと言っているわけですから、そういう中で、早坂議員さんの中で監査請求もされているわけですから、そういう中でもはっきりしてくることもあるでしょうから、いずれにしても、この議論としますと、ここにあるこの部分の中の財源振替をしているということで今回の補正を上げているわけですから、その前の違法性については、12月の中で十分議論をして審議をしているわけで、違法性はないと執行が言っているわけですので、その2点が崩れてしまいましたら、この補正について前に進まないし、空回りする一方だと思っておりますけれども、執行側とすれば、12月議会でこれの支出を認めていただいて、そのとき財源的には計上できなかったけれども、改めて財源がはっきりしたことだから、ここで振り替えて今回上程したということで、ご理解いただければと思っております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番小野関です。

地域活性化の話でありますので、早坂議員のところなるべくダブらないようなことでの質問をしたいとは思っているんですけども、多少重複するところもあろうかというふうに思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

12ページの15款2項1目3節企画補助金2,810万2,000円という部分についてとその関連でありますけれども、交付金については26年度末に決定されていると、交付金が出るよということでの繰越明許されたわけでありますから、交付決定はされたけれども、もう時間的いとまがないので、事業ができ

ないから繰越明許したということの理解は自分でもしております。それは、いってみれば27年度に事業をなささいよということでの話であったわけであります。

それで、改めてということでもないと思うんですけども、改めてなのかな、この今言った15款2項1目3節の2,810万2,000円については、既に改めてこれは出さざるを得ないということですよ。支出が出ているんだからということ。これが12月議会のところの補正のところになぜ乗らなかったのかなという思いはあるわけでありまして、今回そういうことで、改めて出してきたのは、お金が出たのかなというような思いがあったもので、1点、そこはお聞きしたい。先ほど、基地・財政課長は金を出していませんけれどもというようなことを言っていますので、金はまだ出ていないという理解はいたしますが、再度そこを確認いたします。

それから、歳出面において、5つの事業において財源が変更されているということでありまして、当初26年度のところの繰越明許において、国からの交付金という部分での話に戻ったのかなとは思っているんですけども、それを一般財源から戻したということの部分、何か釈然とはしませんけれども、本来あるべきところの財源に戻ったということの理解はしておりますが、12月との関連、なかなかうまく整理ができないというところでもあります。

その辺、もう一度説明をお願いすることと、それから、情報開示請求によって、自分たちが入手した予算流用開示書があります。それが同一事業において27年、昨年8月24日にまず最初の流用が行われたと。それから、やはり昨年12月17日に同じ事業が流用が行われて、前年度3月末の議会で議決した繰越明許費の事業内容に戻されているわけです。12月17日の予算流用開示書によりますと、もとの事業に戻されております。そこで、12月17日に流用して、繰越明許の本来の事業に戻した、変更した理由について、どういう理由でそこに戻したのかと。

それから、いってみれば、12月17日に前の事業に戻しちゃったんだから、今回のこの補正予算の中身と符合しないと。これについて、以上3点になろうかと思うんですけども、この補正予算に符合しない点についての説明を求めます。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） お答えいたします。

1点目、確認ということでしたけれども、実際に交付金が交付されたことではございません。一般的にこの交付金に限らず、国庫補助金、交付金、県の補助金等につきまして、概算払いというような制度がございますが、一般的には事業の完了をもちまして実績報告書を提出し、その実績額に応じて実際に交付をされるというものでございますので、現時点といたしましうか、まだ事業が完了してございませんので、歳入はございません。

それと、2点目でございますけれども、金額につきましてでございますけれども、予定されていた事業のうち、全てが変更になったということではなくて、当初申請どおりの事業も、変更なしに行っ

ている事業もございます。先行型でいいますと、総合戦略の策定事業、それから観光定住促進事業につきましては当初計画どおり実施をしているところでございます。また、消費喚起・生活支援型につきましてはプレミアムつき商品券発行事業、それから電動自転車の購入券発行事業につきましては変更を行ってございませんので、それは当初計画どおりやっております。

したがって、そちらの事業費に係る予算、財源、国庫支出金につきましては、26年度の繰越予算のほうで経理を行うということでございます。変更した事業につきましては、12月で歳出のほうを補正予算をお願いをしたところでございますけれども、そちらの財源として、今回、第5号の補正予算として計上させていただいているところでございます。

ですので、これはあくまでも上限額でございますけれども、実際の事業費によってそれ以下になる場合もあるかと思うんですけれども、今のところ、予算上は先行型につきましては、上限額であります2,376万5,000円、それから消費喚起・生活支援型につきましては、同じく上限の2,377万1,000円を繰り越しと今回の現年度の予算の合算でこういった額を見込んでいるところでございます。

それから、3点目でございますけれども、12月17日で繰り越しのほうに予算が流用により戻されているというところでございますけれども、こちらにつきましては、12月議会で現年度の補正予算をお認めいただきましたので、そちらへ執行した部分につきましては転記処理ということになりまして、当初計画していたもののうち変更となり中止となった事業について予算を戻したというところでございます。そして、そちらにつきましては、不用額という形での処理になろうかと思っておりますけれども、当初計画、予定されていた事業のほうに予算を戻したというのは、そういうところでございます。

〔「答えになっていないんだけど」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午後2時34分休憩

午後2時37分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） すみません、答弁が足りなくて申しわけございません。

今回の補正につきましては、符合しないというご指摘でございますが、今回につきましては、あくまでも国庫支出金の増額の補正でございますので、12月17日で処理をされた流用の関係でございますけれども、8月24日、事業変更による科目に流用を行って執行してまいりました。それが12月議会で、歳出予算を現年度の補正予算としてお認めいただきましたので、そちらで執行するというので、そちらに移しかえをし、もとの予算に流用して戻したということでございます。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） 挙手してください。

暫時休憩。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） わかりやすくというのがちょっとあれなんですけれども、26年の繰り越しの予算で、全体で8本あったと思うんですけれども、そのうちの一部を変更するということになりまして、その変更した事業のほうに流用を行ったわけでございます。ちょっとすみません、先ほどと同じ答弁になってしまうんですけれども、12月で変更分については現年度予算ということで、歳出の部分、お認めをいただきましたので、その部分について、現年度の予算として処理をするということ、そちらに転記処理を行っております。予定されていた事業から変更したこの事業の予算については、全額もとのところに流用して戻したと。あくまでも変更後の事業については、現年度の歳出予算で行うということによる処理といいたいまいしょうか、そういった形で12月17日、その日に流用して予算を戻したということでございます。

○議長（金井佐則君） いいですか。

6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 説明聞いてもちょっと納得できないところがあるんですけれども、いつまでも引っぱっても、事実あったことは私は申し上げましたので、このような、いってみればわけのわからない執行がされているということ、まことに遺憾であります。

次の質問に入ります。

村長へお伺いしたいんですけれども、地方自治法146条の2において、地方自治体の長は繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないとされております。当榛東村6月議会においても、前年度3月議会で承認された繰越明許費と変更ない旨が報告されております。

この報告によって、むら・ひと・しごとふるさとまるごとブランド化事業とか、ふるさと名物券発行事業などなどの事業は実施されるものと思っていたわけでありましてけれども、日を追って、繰越明許費の事業変更が明らかになってきたと。それが全体的に内容が全てが明らかになったのは、12月議会の補正予算のところでありまして。

いってみれば、3月に議会承認されたことや6月の議会報告を無視して、村長の意向を執行するた

めだけに半年間を費やして、議会に説明もないままに変更を重ねる行為、これは議会をないがしろにするものだというふうに思っております。議会人として看過することはできないと、村長から議会に謝罪する状況であると思っておりますが、経過を含めて、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 小野関委員、一般質問じゃないんだから、今回補正予算のことで審議をしているんであって、どうも少しかけ離れているかなと。そのところをご認識をいただきたい。

村長、答弁できますか。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ここで答弁するような事項じゃないということは、今、議長さんがおっしゃったとおりでございますけれども、ただ謝罪するあれがあるかと。私は謝罪する必要はないと思っております。

なぜなら、1つは、6月議会のときに出した繰り越し、これはその前の3月議会、阿久澤村長のときに繰り越したものをこれをそのまま出ただけであって、これを私がまた出すときに変えるということは、これこそ違反になりますので、これは間違いなくそのとおりに出ただけでございます。

それと、あと一つは、執行とかそういうものに当たって、よりよいものがあって、それがこっちのほうが大切だと思って、その辺を繰り越しをされたものを変更しただけであって、これを皆さんにお願いをしたいということで私はやったところでございますので、なぜここで私がこれが間違っていたと、特に去年8月、9月については、まだまだ国のほうとの協議をやっている最中ではございましたので、それが整ったので、変更を出させてもらったというところでございますので、私が謝罪する必要はないと。正しく、私は法令遵守をやって執行しておりますので、その点はよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 早坂議員も言っているんですけれども、議会無視した行為を重ねていると自分は思っております。

次の質問に移らせていただきます。

この繰越明許にかかわる話にもたなるわけでありましてけれども、これは、先ほど議長のほうからしかられたので、一般質問じゃないんだからというような話の部分、ちょっと前段がないと何も言えない部分もあるので、少し触れさせていただきますけれども、防犯カメラの設置については、村長は公約でも取り上げていたと思うんですけれども、昨年9月の栢井議員の一般質問に対して、一日も早く設置したいということで、補助制度を見つけましたと、今年度中に30基設置したいというふうに答えております。

回答した補助制度というのは、いってみれば、繰越明許費の流用を8月24日に決裁しているのです、

そのことを指しての発言であったと思うんですけれども、聞いているほうはあたかも新たな補助金を見つけたというような紛らわしい答弁であったというふうに思っております。そこで、村長は公約を急ぐ余りというか、急ぐ特別な理由があったのかどうかわかりませんが、防犯カメラ設置にしまして、繰越明許費の流用という、自分から言えば、禁断の木の実を口にしたという思いであります。

前置きはこのくらいにしまして、本題のところ、地域住民生活等緊急支援のための交付金に関するQアンドA、総論編というのは、村の管理職の方々もそれはごらんになっていて、村長も承知されていることと思っております。そこでの質問の1つに、一度実施計画を提出したら事業内容の変更は一切認められないのかという質問に対して、その答えであります、事業概要、設定される指標の効果の方法に変更がなく、本交付金の目的や基本的考えに反するものでない限り、地方公共団体の裁量によって変更することはできるとされ、変更した場合は国への報告を求めるということになっております。

ここでいう設定される指標というのは、K P I といいますが、重要事業評価指標のことでありまして、実施される事業ごとに設定することになっていて、K P I は事業目的に照らして実現すべき成果にかかわる指標の設定が求められているということでもあります。

そこで、防犯カメラ設置事業にあっては、流用したもとの部分については、むら・ひと・しごとふるさとまるごとブランド化事業のK P I が設定されていたわけではありますが、いってみれば、そのK P I は防犯カメラのところではつながらないと。いってみれば、K P I が継承されていないということで、国の指導に違反するのかなというふうに思っております。これは単に防犯カメラだけじゃなくて、繰越明許の流用によって変更した事業全てがK P I が変更されているということでもありますから、この国の指導に違反していることに関して、村長、どのようにお考えか、お聞きをいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 国の方針に違反しているという思いはございません。これも、これは総務省が言ったかどうかのと後で言われるかもしれませんが、そういうものを相談した上で変更をさせてもらっておりますので、これについて、小野閣議員がおっしゃったようなことには該当しないというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔基地・財政課長 清村昌一君発言〕

○基地・財政課長（清村昌一君） 今、QアンドAのご説明というか、ありましたけれども、事業変更するにはK P I も新たに設定をし直すということもございますので、もともと変更前の事業のK P I を踏襲するというのではなくて、K P I も含めた形での事業変更ということで、国のほうの承

認を受けております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

8番南千晴さん。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 15ページの部分の歳出についてお伺いしたいんですけども、先ほど榛東村課設置条例の一部を改正する条例が可決されて、機構改革の中で庁内表示のサイン工事を行うということで、この中身なんですけれども、現在ある課の名前の名称のところだけを変更するだけの内容のものなのか、工事の中身についてちょっと説明いただきたいんですけども。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） お答えします。

1つは、見ていただくとわかるんですけども、各係、まだ紙なんですよ。ちょっと恥ずかしいことに、申しわけないですね。これはもう前からのつながりで、大変私も見ていて、きょう驚いちゃったんですけども、紙になっていますよね。だからこれをやはりきちっとしたサインで、村の顔になりますので、庁内のサインをきちっと変更した部分、あるいはもし予算的な中でほかの庁舎費等でできれば、できれば一緒にわかりやすいサインというような形で考えております。

具体的に言いますと、総合案内板、それからエレベーター右の入り口の右、それから左、それから自販機のガラス面、それから通路右側のコンクリート柱という形ですね。それから、カウンター上の案内板、これの張りかえも行いたいということです。

いずれにしても、庁舎に入ってきて、非常にわかりづらいというような話もございますので、この際ですから、できるだけわかりやすいサインの中で、なおかつまた紙でコピーしたものを張っているということで、本当に大変申しわけないんですけども、この辺のところもぜひこの機会に是正して、行っていきたいというような内容でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 案内板をこの機会にということで、わかりやすいように表示をしたいということなんですけれども、先ほどの2常任委員会的时候に、補足資料で総務課でこういう係を移動しますよというような内容の説明をいただいたんですけども、村民からすると、この係の名前も実際、ピンと来なかったりして、村民が来てわかりやすいというのは、保育園はどこ、幼稚園はどこ、例えば転入・転出はどこ、そういう自分が手続をとりたいところがどこなのかというところが一目瞭然でわかれば、それが一番いいと思いますので、その辺の表示の仕方、課の名前はとりあえずいいとして、その課に行くまでの間で、どこで総合案内板とかエレベーターのところにもあるんですけども、ど

ここで何を手続ができるかというのが、入ってすぐにわかるようにしていただくのが一番いいと思いますし、また、今までの課を変更されたことで、今まではここで対応してくれていたのにというので戸惑う方もいますので、2カ月余り周知の期間もありますから、そこらあたりをわかりやすく村民に、ただ、課名とこういう係ですというだけを案内してもわからないので、広報やホームページも使って、きちんと手続はこれならことというのがわかるような形で、あわせて看板だけじゃない部分も周知していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） もっともなお話で、実は2月号の中で見開きのページで、まず広報の中で、変更前の機構図とそれから変更後なんですけれども、その中で今ちょっと指示したのは、例えば子育ての部分の写真等を入れて、機構の中のこのものが例えば住民課に移るといふ、そういうものをちょっとやりたいというのが1つあります。

それから、ホームページの中にも載せていくということが必要だと思うんですけれども、それと南議員おっしゃっているように、私もちょっと感じているのは、入ったとき、やはりどこの課で何をしているかというのが非常にわかりづらいところがありますので、この辺のところの工夫については、課長会議がありますが、全庁的に中でやりやすい方法をやはり考えるべきだなと思っております。高田議員さんの質問がございましたけれども、そういう中で、総合案内板だけでも補完できませんから、もうちょっと違うサインの方法だとか表示だとか、あるいは補助的に何かプリントしたものでわかるようなものとか、そういうものをして、できるだけわかりやすくする必要があるので、この機会ですから、ぜひそういった形に変えていきたいというような考えでいるわけです。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 総合案内板等で表示していただくことと広報、ホームページもそうなんですけれども、以前、転入・転出者向けにガイドをつくって、それを見ればまたわかりやすいようにしたらどうかというような提案もあったんですけれども、そのあたりも一緒に行ったほうがよいのかと思うんですが、そのあたりの進捗状況といいますか、庁内全体での部分で、何か今進んでいることがあるのかお伺いします。

○議長（金井佐則君） 山本課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 以前、南議員さんから質問を受けました役場へ来たときの案内のものなのですが、今現在、決裁を受けているところです。先ほど、課設置条例が可決になりまして、4月1日からまた変わってしまうんですけれども、一応、今現在の段階のものとしては決裁を受けてい

ますので、決裁が通り次第、住民生活課の窓口で配布する予定は整っています。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 南議員さんご提案のあった、それ以外のものですよね。それに付随した中の課の内容をもう少しわかりやすいということですので、今、住民生活課長がおっしゃっていますが、1つ合体するような形の中のものをぜひ検討して、よりわかりやすいような形の中の対応をとりたいと考えております。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

9番松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 15ページ、産業振興課長。企画費の中に、ふるさと応援事業というのが出てくる。この中に返礼品、お米、1万円の場合は半分返すということの前から聞いているんだけど、今現在、米は何袋ぐらいストックしてあって何袋ぐらい売れているか、まずそれを1問目に質問します。

○議長（金井佐則君） 久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） はっきりした数字は今持っていないんですけど、約1,000袋お預かりしております。

ふるさと納税の申し込みがございました約3分の1近くだったと思いますけれども、ふるさと納税のお礼品として出荷しているところでございます。残りが在庫という形になっております。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 1,000袋って一応聞いたんですけど、この前、暮れだったか、早坂議員とたまたま役場に来た、そのときに防災倉庫の中に米が入っていたと。確認しに、担当課の職員だったか、2人案内してくれて、見にいったんですけども、コンクリの上にブルーシートがしてあって、その上にべた積みにしてあったから、これ、だめだぞと言って、農家の人が丹精込めてつくった米を何だこれはと俺は言ったんですけども、そうしたら、プラスチックのパレットの下に置いたほうがいいんだよと俺は言ったんですけども、その後、どうなっているか。課長、説明願います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 新藤 彰君発言〕

○総務課長（新藤 彰君） 防災倉庫については総務課の所管ですので、お答えしたいと思うんですけども、松岡議員おっしゃるように、非常に米についてはデリケートで、非常に品質だとか非常に心配されるところでございますけれども、早急にやるということで、農協さんをお願いをしまして、

急遽21日に引っ越す予定だったんですけれども、雪等ございましてできなくなりました。そして、2月に入って、今計画をしようと思っているんですけれども、約900袋あるので、相当の量になるんですけれども、量が量なものですから、農協さんをお願いしまして、農協さんから人手を4人ぐらい抜える人を出してもらおうのと、あと職員と、それからフォークリフトとトラック等を出していただいて、半日がかり、あるいは1日かかるかわかりませんが、早急にこれを別の場所に動かして、もちろんパレットを下に敷いて、通気性のいいような形の中でやる対応を実施する予定でございますので、今しばらくちょっと時間をいただいて、こんな足もとでございますけれども、やる予定でありますので、そういったことをご理解願いたいと思います。

○議長（金井佐則君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） それに関連しているんだけど、今、総務課長が答えてくれたんで大体わかったんだけど、何で俺がプラスチックのパレットというのは、これを農協で貸してくれるというわけだから、それを敷いておかないと、地べたに下がコンクリでその上にブルーシートをして、その上にこれを見たら積んであるんだけど、これじゃ榛東村の農家の人が一生懸命丹精込めてつくった米を返礼品で送るのは、1万円のものを5,000円送った場合に米でも何でも70品目もあるうちの1つだけでも、ただ、それは農家の人にとってみれば、丹精込めた米をああいふうに置かれたんじゃとてもじゃないけれども、俺たちは一生懸命つくった価値がないと、米がだめになったらどうするんだと、こういうふうにも言われているので、何とか早く総務課長してくれないとこの前言ったけれども、雪が降っちゃったから、これは今こんなにしけているときに動かしたってだめだから、雪が解けてからでいいと思うけれども、これは俺はいいと思うよ。

だから、それにつけ加えて言わせていただければ、精米機と、言い出さなかったんだけど、たまたまこの米のことになっちゃったんで言うんだけど、精米器と倉庫は必ず早急に手当をして、ちゃんとした倉庫、俺がどこにしようとは、村長が考えているだろうから、例えば、ふるさと公園の直売所が3月いっぱい返してくれるというから、もしかしたら、あそこだって、周り全部内張、外張りすれば使えるかなと。そんな感じもするけれども、それは村が考えてくれればいいんで、別に俺の考えじゃない。俺はとりあえずあそこだっていいかなと思っているんだけど、精米機もそうで、これだけふるさと納税で金がいっぱい入っていれば、買えるわけだから、ぜひそれは農家の人のために……

○議長（金井佐則君） 早坂議員、質問の要旨をもっと簡単に。一般質問じゃないんだから、ひとつお願いしますよ。何が聞きたいか。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） ついでに言ってるんだ。これが最後だから。そのことでよく考えてもらって、農家が一生懸命米づくりに励んでもらったり野菜もつくってもらったりしてくれるように、村長は農

業政策第一に考えてくれているというから、一生懸命俺も応援しようと思っているんだ。その点は一
生懸命応援するから、お願いします、村長。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 反対討論を行います。

まず、繰越明許費のことですけれども、繰越明許費は予算の内容とされており、款、項、事
業名、金額を明記し、議会の議決を受けるというふうになっております。さらに、議会の議決なしで
款、項の予算流用をすることは違法であり、また、議決なしに支出負担行為、予算の執行をすること
も違法であります。本一般会計補正予算（第5号）には、二重、三重の違法な予算運用がされている
地方創生事業予算が計上されております。よって、平成27年度一般会計補正予算（第5号）に反対を
いたします。

○議長（金井佐則君） ほかに賛成討論ございますか。

8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 平成27年度榛東村一般会計補正予算（第5号）の賛成討論を行います。

今回の補正予算は、平成27年第4回12月の定例会におきまして一般会計補正予算（第4号）で可決
されたものの財源振替による予算整理、また、国からの国庫支出金、一般寄附金の増額などによる補
正予算であり、また、榛東村課設置条例の一部を改正する条例の部分の機構改革の案内板のサインの
変更等にもかかわっております。村として必要な予算だと考え、賛成いたします。

○議長（金井佐則君） ほかに反対討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 賛成討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第3号 平成27年度一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成
の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第4号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田産業振興課長。

〔産業振興課長 久保田邦夫君発言〕

○産業振興課長（久保田邦夫君） それでは、平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度自然エネルギー発電事業特別会計の決算認定に伴い、消費税納付額が確定しました。これにより消費税中間納付義務が生じたため、予算の増額補正を行うものです。また、それに伴い、太陽光発電所維持管理基金積立金の予算の減額を行うものでございます。

歳出のみの変更で、歳入補正はありません。したがって、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

議案書20ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳出でございます。

左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款総務費、補正額96万4,000円の減、計1億8,443万4,000円。1項総務管理費、補正額、計とも同額です。

2款管理費、補正額96万4,000円、計907万2,000円。1項管理費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額1億9,420万6,000円、補正額ゼロ円、計1億9,420万6,000円でございます。

21ページからの歳入歳出予算事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。

24ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

1款1項1目一般管理費、25節積立金、補正額96万4,000円の減は、消費税中間納付額分を太陽光発電所維持管理基金積立金を減ずるものでございます。

2款1項1目管理費、27節公課費、補正額96万4,000円は、消費税中間納付額でございます。
以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第4号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上で本日付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じたいと思います。

平成28年第1回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 高 田 清 一

榛東村議会議員 清 水 健 一